

平成 16 年(行ウ)第18号

原 告 兼 松 秀 代  
被 告 核燃料サイクル開発機構

平成16年7月16日

原告訴訟代理人弁護士 新 海 聡

名古屋地方裁判所 御中

## 準備書面

### 第1 被告準備書面(4)に対する認否など

- 1 第1について  
争う。
- 2 第2について  
特に認否の必要はない。
- 3 第3について  
否認または争う。

### 第2 原告の主張

#### 1 被告が主張する「誤報」の意味内容について

被告が「誤報」として主張する例はいずれも誤報に該当するものではない。そもそも「誤報」とは事実に反する報道がなされることを言うのである。しかしながら、被告が「誤報」として主張するものはいずれも事実に反する報道がなされたものではない。せいぜい、被告と見解を異にする観点からなされた報道を摘示したものにすぎない。そして、かかる評価の相違は単なる見解の相違というものにすぎず、誤報ではない。

因みに、事実を伝える場合に当該事実に対する評価の観点が含まれることがあることは言うまでもない。このことは、旅行の行程の半分まで来た場合に、この旅行を気に入っている人の立場からは「もう半分しか旅程が残っていない」と評することがありうる一方で、体調不良などで帰宅したい人の立場からは「まだ半分も旅程が残っている。」と評することを想起すれば容易に理解できる。

そして被告が主張する内容は、この例で言えば、「もう半分しか旅程が残って

いない」とした箇所をあげつらい、「まだ半分も旅程が残っている」と報道しないから「誤報」だ、と批判しているにすぎない。

## 2 被告が「誤報」の主体として原告本人や市民団体を挙げている点について

原告本人や市民団体が被告の意に添わない評価や表現をしたからといって、これを報道機関による「誤報」と同視するのは明白な誤りである。

被告の論理は結局のところ、原告のような一般国民が情報の公開によって事実を被告の意に添わない形で表現するおそれがあるから、情報を公開できない、と言っているのである。このような論理は法1条の「その諸活動を国民に説明する責務」を無視する暴論であるばかりか、情報公開制度そのものを否定し、憲法の保障する表現の自由に対立することは明らかだからである。

## 3 そもそも誤報のおそれを根拠として情報を不開示とできるか

### (1) 誤報によって被告の正当な利益を害する、法的保護に値する蓋然性があるか

誤報を不開示の理由とするためには、誤報が生じるおそれがあるだけでは足りず、誤報によって被告の正当な利益が害されるおそれがあるなければならない。そして、その「おそれ」の判断については、情報公開法5条二号の「おそれ」の解釈と同様「単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる」(総務省行政管理局編『詳解情報公開法』57頁)。

しかしながら、被告が挙げた例を百歩譲って仮に「誤報」であるとしても、これによって被告の正当な利益が害されることについて「単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性」があると評価できるだけの具体的な主張は一切なく、また常識的にみても、誤報によって被告の業務についての正当な利益が害されるというだけの「法的保護に値する蓋然性」が発生するとは到底いえないのであるから、誤報のおそれを理由とする主張には合理性はない。

### (2) 誤報のおそれは不開示を根拠づける理由とはならない

そもそも、国の情報公開法、自治体の情報公開条例や本法の対象となる機関は権力または社会的権力と評価される公的団体であって、民主主義の原理上、各活動について国民による監視と批判を受けることが前提とされている。そして、被告が独立行政法人等情報公開法の対象機関とされているのは、被告がまさしくかかる権力的な機関として、国民の監視と批判の対象とされることが予定されているからである。そして、法は被告に対し、1条の「その諸活動を国民に説明する責務」の内容として、誤報のおそれに対しては情報の公開を拒むのではなく、情報を公開したうえで、(仮に誤報が生じる危険があると判断された場合に)誤報を防ぎ、さらに誤報を正す活動をす

ることを要求しているのである。したがって、かかる作業をしたくないからと言って情報を不開示にする、という被告の姿勢は、法1条に反する。

翻って考えれば、誤報のおそれがある場合に情報が不開示できるとすれば、表現の自由が保障される民主主義国家においてはすべての情報が不開示の対象となってしまう。むしろ、法1条はかかる解釈を排除する、とみるべきであって、法上、誤報のおそれは情報の不開示理由とはならない。

#### 4 まとめ

以上のとおり、被告の主張は根本的に不開示事由に関する法解釈を誤ったものであり、合理性はない。

以上